

条 例

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十一号

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県監査委員条例の一部改正)

第一条 埼玉県監査委員条例(昭和三十五年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

(埼玉県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

一 埼玉県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十三号) 第十一条

二 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号) 第七条

三 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十号) 第七条

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第三条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年埼玉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改める。
(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第四条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年埼玉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改め、同条第一号中「第七十三条の四第一項第一号」を「第七十三条の五第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条の四第一項第二号」を「第

百七十三条の五第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。